

次期四日市市教育大綱（令和8年度～令和12年度）の改訂に向けて

平成 27 年 4 月 1 日「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の施行により、首長は教育に関する「大綱」を策定することとなった。

「大綱」とは、「地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもの」とされており、本市においては、同年 11 月に「四日市市教育大綱」（平成 28 年度～平成 32 年度（令和 2 年））を策定後、令和 2 年度中に改訂（令和 3 年度～令和 7 年度）を行い、四日市市の教育を支える 5 つの理念を示してきた。今回も同様に計画期間を迎えることから令和 7 年度中の改訂を行う。

1. 大綱の位置づけ

区分	大綱	教育振興基本計画
根拠法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	教育基本法
策定主体	地域公共団体の長 ※総合教育会議にて要協議	地方公共団体
策定方法	国の「教育振興基本計画」を参酌し、その地域の実情に応じて策定 第 4 期計画（令和 5 年 6 月 1 6 日閣議決定） 令和 5 年度～令和 9 年度	
範囲等	地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱 ※必須	地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画 ※努力義務
地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (大綱の策定等) 第一条の三 <u>地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。</u> 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の <u>総合教育会議において協議するもの</u> とする。		
大綱に関する文部科学省の考え方 (平成 26 年 7 月 17 日 文部科学省初等中等教育局長 通知) ○ 大綱は、 <u>地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものである。</u> ○ 大綱は、教育基本法に基づき策定される <u>国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされているが、教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、地方公共団体の長は、地域の実情に応じて大綱を策定するものである。</u> ○ 大綱の <u>対象期間</u> については、 <u>4 年から 5 年程度</u> を想定している。		

2. 次期大綱の改訂に向けた検討について

総合計画の中間見直しにおいて、本市が目指す教育の方向性や政策に大きな変更はなかったものの、総合計画中間見直しにおいて新規に重点的横断戦略プランとなった施策や拡充した施策、教育を取り巻く社会の変化や課題、現大綱の振り返りを踏まえて、総合教育会議にて議論の上、次期大綱の検討を進める。

(1) 総合計画中間見直しにおける新規重点的横断戦略プラン、拡充した施策等
(推進計画ローリング含む)

- ・ 1 人 1 台タブレットの更新

・ 教員の I C T 研修

・ オンライン学習の活用

・ こどもの居場所づくり

・ 水泳指導における民間プールの活用

・ フリースクール等との有効な連携についての研究・検討

・ 小学校への校内ふれあい教室設置
- ・ I C T における外部人材の活用

・ 部活動の地域展開

・ 校内ふれあい教室の拡充

・ 体育館等空調設置による熱中症対策

・ 学校問題解決支援体制構築 等

(2) 社会状況の変化や課題（国：第 4 期教育振興基本計画概要より）

- ①新型コロナウイルス感染症の拡大、国際情勢の不安定化、VUCA の時代
少子高齢化、DX・グリーン、グローバル化の進展、精神的豊かさ（ウェルビーイング）の重視、共生社会、子ども基本法・大綱
- ②交流や体験活動の停滞、不登校いじめ重大事態等の増加、働きがいと教師不足、地域や家庭の教育力の低下、家庭を取り巻く環境変化

3. 今後のスケジュール

- 令和 7 年 7 月 2 9 日

第 1 回総合教育会議
・ 現大綱の振り返り
・ 教育大綱改訂に向けた課題の整理、意見交換
- 令和 7 年 1 1 月 4 日

第 2 回総合教育会議
・ 次期教育大綱（案）について意見交換
- 令和 7 年 1 2 月

市議会 1 1 月定例月議会 総務常任委員会及び教育民生常任委員会の各協議会で案を報告
- 令和 8 年 1 月 2 7 日

第 3 回総合教育会議
・ 次期教育大綱（最終案）について意見交換
- 令和 8 年 3 月

次期教育大綱 改訂・公表

○参考：教育関係の計画期間

	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)	R12年度 (2030)	R13年度 (2031)
市 総合計画	総合計画（R2～11）前期					総合計画（R2～11）後期						
					中間見直し				検討・策定作業			
市 教育大綱	四日市市教育大綱（R3～7）					四日市市教育大綱（R8～12）						
						改訂作業					改訂作業	
市 ビジョン	第3次学校教育ビジョン		第4次学校教育ビジョン（R4～R8）				第5次学校教育ビジョン（R9～13）					
						改訂作業					改訂作業	
国 基本計画	第3期教育振興基本計画		第4期教育振興基本計画				第5期教育振興基本計画					
県 ビジョン	三重県教育ビジョン（R2～R5）				三重県教育ビジョン（R6～R9）				三重県教育ビジョン（R10～）			

○参考：位置づけイメージ図



○参考：現大綱の体系

1 はじめに

2 対象期間

3 四日市市が目指す教育

- ・四日市市の特長
- ・本市の教育を取り巻く現状と課題
- ・新型コロナウイルス感染症・・・学校教育の役割
- ・ICT活用 誰一人取り残さない教育 個別最適化された学び
- ・本市の子どもたちの現状と課題
- ・「生きる力」「共に生きる力」「未来を創るよっかいちの子ども」

4 四日市市の教育を支える5つの理念

① 確かな学力を修得し、未来を創る力の養成

- ・知識や技能、思考力、判断力、表現力
- ・言語能力、問題解決能力、情報活用能力
- ・発達段階に応じたICT活用、対面指導とオンライン教育、授業と家庭のシームレスな学習
- ・地域社会との連携、誰一人取り残されることなく、個別最適化された学び

② 生涯にわたり健康を保持し、運動に親しむ態度の育成

- ・自らの健康を管理、豊かなスポーツライフの実現
- ・命を大切にする教育、性に対する正しい理解、判断
- ・体力・運動能力の向上、健康の保持、食育の充実

③ 豊かな人間性を育み、夢の実現に向け学び続ける態度の涵養

- ・キャリア教育
- ・メディア・リテラシー、人権教育の推進、道徳教育の充実
- ・学びの一体化
- ・主体的、協働的に学ぶ意欲や態度の涵養

④ 家庭・地域等外部との連携・協働による学校マネジメントの充実

- ・つながりの希薄化、地域コミュニティの弱体化
- ・行政機関と連携した環境整備
- ・働き方改革
- ・チーム学校づくり
- ・家庭・地域と協働した教育

⑤ 四日市ならではの教育の推進

- ・四日市の歴史、文化、自然
- ・地域の産業と連携した教育
- ・公害対策、環境保全を両立、持続可能な社会づくり
- ・四日市を誇りに思う心の育成

5 理念を実現するために

- ・教育に対する本市独自の姿勢
- ・施策の体系、施策の位置づけ
- ・教育環境の充実